

平成23年第5回(6月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成23年6月17日(金曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年6月17日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第33号 川南町税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第34号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 川南町都市公園条例の一部改正について
- 日程第4 議案第36号 平成23年度川南町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第37号 平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第38号 平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 川南町農業委員会委員の推薦について
- 日程第8 発議第4号 30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	佐藤 賢一郎 君	会計管理者・会計課長	篠原 浩 君
総務課長	吉田 一二六 君	総合政策課長	諸橋 司 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 巖 君

午前9時00分再開

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室へ移動をお願いします。

午前9時01分休憩

午前10時10分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第 1 議案第33号「川南町税条例の一部改正について」を議題とします。本議案は、総務常任委員会に付託しておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 総務常任委員会に付託されました、議案第33号「川南町税条例の一部改正について」関係職員の出席を求め、説明を受け、審議いたしました。その結果は全員賛成で可決であります。

この議案第33号について、本会議で質問に現在のところ当町に該当者はいないとの説明でございました。しかしながら、今後考えられることに現在川南町に住民票があるが現地で被災した場合、あるいは、被災した後、当町に住所を移した場合等も該当するということの説明でございました。以上報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

議案第33号「川南町税条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号「川南町税条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第34号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第 3 議案第35号「川南町都市公園条例の一部改正について」

以上2議案を一括議題とします。本、2議案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 文教厚生常任委員会に付託されました、議案第34号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」、議案第35号「川南町都市公園条例の一部改正について」は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第34号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」
討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号「川南町都市公園条例の一部改正について」
討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号「川南町都市公園条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○総務課長(吉田 一二六君) 先日の議案質疑の中で、濱本議員の質疑に対しましての答弁の中で、2款1項3目、委託料につきまして、単年度で終了し、その後は職員で作成をしていく旨の答弁をいたしました。本予算ではですね、システム導入を平成23年度で行い、一般会計の財務諸表作成までとなっております。しかし、それだけでは川南町全体の財務諸表とは言えません。そのためですね、財務諸表を他の特別会計や一部組合等のすべてを連結していく関係で、作成の委託料が平成24年度及び25年度まで必要となります。その後においてですね、職員で作成をしていくということにしております。それから、その作成はいつまでにしなければならないかという質疑がございました。それに対しまして、平成24年と答弁をいたしましたが、地方公共団体における公会計改革及び資産債務改革につきましては、平成18年の行政改革推進法及び経済財政運営等構造改革に関する基本方針2006を踏まえまして、公会計の整備の推進に取り組んでいる団体、都道府県及び人口3万人以上の都市は、3年後までに。取り組みが進んでいない団体、町村及び人口が3万人未満の都市は5年後までに財務4表の整備、または4表作成に必要な情報の開示に取り組むこととされたところでございます。本町におきましてはですね、9月に一部を公表し、順次連結された情報を開示していくことにしております。言葉足らずの答弁になりましたことをですね、お詫びいたしまして、訂正をさせていただきます。

○議長(山下 壽君)

日程第 4 議案第36号 「平成23年度川南町一般会計補正予算(第1号)」

日程第 5 議案第37号 「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)」

日程第 6 議案第38号 「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)」

以上、3議案を一括議題とします。本三議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 総務常任委員会に付託されました、「平成23年度一般会計補正予算(第1号)」につきまして、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審議いたしました。その結果は全議案とも全員賛成で可決であります。議案第36号のうち、東日本大震災に伴う見舞金につきましては、最終目的対象に早く届けられ、それが有効に活用されるようにとの要望がございました。ちなみに、県の町村会は、3,000万円の見舞金を送っているということでございます。1款1項3目、財産管理費は、今総務課長より説明のございましたとおりでございます。国の指示によりまして、連結財務諸表作成が義務付けられるわけでございますけれども、そのシステム開発の予算でございます。本予算につきましては、一般会計の部分だけの予算でございまして、特別会計との連結をさせるために、平成25年度くらいまでは必要になるというふうに思われます。国が義務付けております対象は、一般会計及び特別会計でございまして、川南町では、その他事務組合等との連結財務諸表の作成も必要になるのではないかとということで、今検討中でございます。続きまして、まちづくり交付金事業300万円は、高森近隣公園の便所等、これはあの、今予定してるところが、下水との高低差の関係で、下水の設計も含みますけれども、その設計委託料でございます。当予算は、平成23年度当初予算まちづくり交付金事業1億6,110万円の中の組み換えでございます。以上報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(内藤 逸子君) 文教厚生常任委員会に付託されました案件について、審査経過と報告について、ご報告します。議案第36号「平成23年度一般会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり全員賛成で、可決すべきものと決定しました。議案第37号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」については、賛成多数で可決です。議案第38号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、全員賛成で、可決すべきものと決定しました。議案第36号「平成23年度一般会計補正予算(第1号)」について、主なものは、要援護者の台帳や避難マップ作製を行う地域支え合い体制づくり事業に500万円です。学校給食調理場の給食調理用機器入れ替え工事費546万円は、昭和59年と昭和63年に導入したもの2台について、入れ替えの予算です。学校給食管理費工事費としてとらえ、業者には負担はないということです。工事は夏休みの予定です。養護老人ホー

ム福寿園改修工事補助金1,480万円は、民営化の際の約束があり、今回総額4,040万円の改修工事計画が出され、居室のバリアフリー化、テラス排水改修、屋根欠損部改修、運動場トイレ設置、ボイラー室改修の合計が、2,960万9,149円について、1万円未満を切り捨てた額の2分の1についての補助金が1,480万円です。現地調査は、国光原中学校技術室の床を見ました。面積230平米に、床柱にステンレスを使い、表面は板張り、828万円の予算です。以上報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 議案第36号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第1号)」中、産業建設常任委員会に付託されました予算について、審査の経過と結果について報告いたします。6款農林水産業費、茶業経営構造改革総合対策事業補助金は、幼木92,900本を植え替える茶生産農家に事業費の3分の1を補助するものであります。川南町茶生産環境向上対策事業補助金は、約115.9haの茶畑に油かす等、有機質肥料を施肥する茶振興会に事業費の3分の1を補助するものであります。国営土地改良事業費、県単調査計画事業は、通山地区67ha、坂の上地区81ha、計148haの調査設計委託費であります。8款土木費、東九州自動車道対策費は、町が要望し、幅員7メートルの町道に幅員2.25メートル、延長47.8メートルの歩道を設置する工事負担金であります。原案について質疑、討論なく、全会一致で賛成し、可決であります。以上をもって報告を終わります。

○総務常任委員長(濱本 義則君) すいません、先ほどの報告の中で、連結財務諸表作成の件でございますけども、1款1項3目というふうに申しましたけど、これ、2款1項3目の間違いでございました。訂正いたします。以上です。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第 36号 「平成23年度川南町一般会計補正予算(第1号)」

について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号 「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」

について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第37号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正

予算(第1号)」について、反対討論をいたします。税率について、昨年度と同じ税率での算定との提案です。県内では医療費が低い方だとの報告です。しかし、医療費の伸び率が年々増えて厳しいことから、国保税の据え置き理由です。国保は社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする制度です。医療費が上がらないようにするためには、健診と予防、早く受診するのが一番の早道です。お金がないから保険税が払えない、払えないと保険証を取り上げとなり、保険証がないから病院にかかれない病院にかかれないから手遅れとなり、医療がかかると、悪循環を繰り返すこととなります。こうした悪循環を繰り返さないためにも、払える国保にする必要があると思います。西都児湯で一番高いのが川南町の国保税です。22年度1人当たり国保税の比較をしてみました。医療分と後期医療支援分の合計で、川南町は9万3,053円です。お隣の都農町は、7万465円です。比較する問題ではないと言われるでしょうか。私は、国保税について、毎回引き下げを要求して予算について反対討論をしてきました。また、6月議会の同僚議員一般質問の中で、国保の広域化を進めては、との質問がありました。広域化とは、現在の市区町村単位で行われている国保の運営を都道府県単位で統合することです。後期高齢者医療制度について、高齢者の医療費に関する負担の明確化が図られたことを一定の利点として評価しています。これは、各県単位で75歳以上の人を使う医療費の高低が、その加入者の保険料の高低に結びつく仕組みで、高齢者自身に痛みを感じ取ってもらおう仕組みのことです。国保の広域化とは、この痛みの仕組みを国保全体に拡大することです。市区町村単位の国保では、国保の赤字を一般会計からの繰り入れなどによって補っています。国保の広域化の本物の狙いは、この一般財源の繰り入れをなくして、医療費増加と保険料値上げを直結させる仕組みを作ることです。高齢化などで、医療費が増えるにつれて、際限なく保険料が上がる仕組みになります。保険料がさらに上がれば、滞納増加、そして財政悪化となり保険料上昇、そしてまた滞納増加という悪循環に拍車がかかります。国民の命を支える最後の砦である国保の崩壊を加速させます。また、広域化されると、保険運営組織が住民から遠のき、声が届きにくくなります。心配されるのが、保険料の強引な徴収です。厚生労働省は、広域化に向けて保険料の収納率を上げるようにせき立てています。収納率の向上、保険料の引き上げ、医療費抑制などを進めるように、都道府県に通知まで出しています。この仕組みは、後期高齢者医療制度で導入されたものです。保険料値上げが嫌なら受診するなど国民に迫り、医療費を削減する狙いです。広域化はこの仕組みを国保加入の全年齢に拡大するといえます。国保の広域化にはその先の狙いがあります。国民により多くの負担を強いることになる国保の広域化への反対を訴えまして、憲法25条の最低限度の生活を営む権利に反しないよう、町民の期待に応える国保会計とするためにも、国、県への制度拡充や、財政的支援を強く働きかけるよう求めまして反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから、議案第37号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま

す。

起立多数であります、したがって、議案第37号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第38号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 「川南町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。議会推薦の農業委員は、農業委員会等に関する法律第12条第2号により、学識経験を有する者、4人以内と規定されております。本町においては、川南町農業委員会の委員の定数条例第2条第2項の規定により、今回、農業委員の任期に伴い推薦依頼の文書が届いております。お諮りします。議会推薦の農業委員については、議長において、指名推薦といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長によって、指名することに決定しました。お諮りします。議会推薦の農業委員は、2人とし、【長友 順子】君、【米山 知子】君を推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、【長友 順子】君、【米山 知子】君以上の方を推薦することに決定しました。

日程第 8 発議第 4号 「30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書について」

を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(内藤 逸子君) 発議第4号「30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書について」その趣旨説明を行います。なお、お手元に配布してあります別紙意見書を朗読して、趣旨説明といたします。

30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書

2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立しました。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げ

であり、少人数学級の推進にむけようやくスタートを切ることができました。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加します。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(28カ国)の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2012年度政府の予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望いたします。

記

1. きめ細かい教育の実現のために少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
3. 家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響がでないよう、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置をおこなうこと。あわせて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。
4. 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
5. 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、

日常化している超過勤務に対し、実効ある縮減対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月17日

宮崎県川南町議会

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山下 壽君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第4号「30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書について」討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号「30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書(案)について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第 9 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」
を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成23年第5回川南町議会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

午前10時45分閉会

